



山形県公報

令和3年7月27日(火)
第224号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 県営土地改良事業計画の決定……………(最上総合支庁農村計画課) ……785
- 公共測量の実施の通知……………(県土利用政策課) ……786
- 開発行為に関する工事の完了……………(置賜総合支庁建築課) ……同

病院事業局関係

規 程

- 山形県立病院料金規程の一部を改正する規程……………同

公 告

- 令和3年度消防設備士講習の実施……………(消防救急課) ……787
- 大規模小売店舗の新設の届出……………(商業・県産品振興課) ……同
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(下水道課) ……788
- 県営住宅入居者の一般公募……………(置賜総合支庁建築課) ……同
- 同……………(庄内総合支庁建築課) ……793
- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告……………(教育庁) ……798
- 監査の結果に基づき講じた措置の公表……………(監査委員) ……同
- 一般競争入札の公告……………(中央病院) ……799

告 示

山形県告示第621号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により県営共栄地区土地改良事業(農業競争力強化農地整備事業(経営体育成型))計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年7月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 縦覧に供する書類の名称
県営共栄地区土地改良事業(農業競争力強化農地整備事業(経営体育成型))計画書の写し
- 縦覧に供する場所
真室川町役場
- 縦覧に供する期間
令和3年7月29日から同年8月27日まで
- その他
 - この土地改良事業計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
 - この土地改良事業計画については、(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として(訴訟において山形県を代表する者は、山形県知

事となる。）、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

(3) ただし、上記の期間が経過する前に、この土地改良事業計画が定められた日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができない。

山形県告示第622号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、鶴岡市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年7月27日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 公共測量を実施する地域
鶴岡市城南町地内及び同市美咲町地内
- 2 公共測量を実施する期間
令和3年7月20日から同年10月29日まで
- 3 作業の種類
公共測量（基準点測量）

山形県告示第623号

次の開発行為は、完了した。

令和3年7月27日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 許可番号
令和3年4月20日 指令置総建第26号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
東置賜郡高島町大字山崎字上在家28番5、28番6
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称
東置賜郡高島町大字相森383番地 後藤 信

病院事業局関係

規程

山形県病院事業管理規程第7号

山形県立病院料金規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年7月27日

山形県病院事業管理者 大澤賢史

山形県立病院料金規程の一部を改正する規程

山形県立病院料金規程（平成15年3月県病院事業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

本則の表中	HBOCシングルサイト	1回につき	33,330円	を
	HBOCシングルサイト	1回につき	33,330円	に改める。
乳がん遺伝子検査料	オンコタイプDX	1回につき	424,890円	

附則

この規程は、公布の日から施行する。

公 告

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の10の規定により、工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習を次のとおり実施する。

令和3年7月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 講習の日時及び場所

場 所 区 分	山形国際交流プラザ（山形市平久保100番地）	山形県庄内総合支庁（東田川郡三川町大字横山字袖東19番1）
警報設備講習	令和3年10月5日（火） 午前9時10分から午後5時まで	令和3年9月22日（水） 午前9時10分から午後5時まで
消火設備講習	令和3年10月6日（水） 午前9時10分から午後5時まで	/
避難設備・ 消火器講習	令和3年10月7日（木） 午前9時10分から午後5時まで	/

2 講習受講対象者

消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第33条の17第1項及び第2項の規定により講習を受けなければならない消防設備士

3 受講手続

受講申請書を令和3年8月16日（月）から同月27日（金）までの間に山形市鉄砲町二丁目19番68号山形県村山総合支庁附属棟一般社団法人山形県消防設備協会に提出すること。

4 その他

詳細については、防災くらし安心部消防救急課（電話番号023(630)2228）又は一般社団法人山形県消防設備協会（電話番号023(629)8477）に問い合わせること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設に関する届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業・県産品振興課及び置賜総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに白鷹町役場において令和3年11月29日まで縦覧に供する。

令和3年7月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

おーばん白鷹店
西置賜郡白鷹町大字荒砥乙1027番地2外

2 大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社おーばん 天童市東長岡二丁目6番13号
代表取締役 二藤部 洋

3 大規模小売店舗の新設をする日

令和4年3月9日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,454平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の収容台数 58台
- (2) 駐輪場の収容台数 25台
- (3) 荷さばき施設の面積 67平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の容量 28立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

イ 開店時刻 午前8時

ロ 閉店時刻 午後10時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前7時30分から午後10時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数 2か所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後9時まで

7 届出年月日

令和3年7月8日

8 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和3年11月29日までに知事に提出することができる。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和3年7月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 落札に係る物品等の名称及び数量 排水ポンプ車 2台

2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県県土整備部下水道課流域下水道管理担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2661

3 落札者を決定した日 令和3年6月24日

4 落札者の名称及び所在地

株式会社南東北クボタ山形事業所 山形市流通センター三丁目3番3号

5 落札金額 170,720,000円

6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日

令和3年5月14日

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県公営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

令和3年7月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格		公募戸数	区分	家賃				摘要		
		住宅形式	1戸当たり 住戸専用 面積 平方メートル			収入が 104,000円 以下の者 円	収入が104,000円 を超え123,000円 以下の者 円	収入が123,000円 を超え139,000円 以下の者 円	収入が139,000円 を超え158,000円 以下の者 円		収入が158,000円 を超え186,000円 以下の者 円	収入が186,000円 を超え214,000円 以下の者 円
県営太田町アパ ート1号	米沢市太田町五 丁目1-10	3DK	74.0	1	一般用	23,800	27,500	31,400	35,500	40,500	46,800	3月分 の家賃 に相当 する額
同 2号	同	同	74.0	1	同	23,800	27,500	31,400	35,500	40,500	46,800	
同 3号	同	2DK	60.3	1	特定目的用 (高齢者・障害者)	19,500	22,500	25,800	29,100	33,200	38,300	
同	同	3DK	74.0	4	一般用	23,900	27,600	31,600	35,700	40,800	47,000	
同	同	同	74.0	1	同	23,900	27,600	31,600	35,700	40,800	47,000	
同 4号	同	2DK	60.3	1	同	19,500	22,500	25,800	29,100	33,200	38,300	
同	同	3DK	74.0	1	同	23,900	27,600	31,600	35,700	40,800	47,000	
同 春日アパー ト3号	同 春日五丁 目2-43	同	75.6	1	同	25,800	29,800	34,100	38,500	44,000	50,800	
同	同	同	75.6	1	同	25,800	29,800	34,100	38,500	44,000	50,800	
同 玉の木アパ ート	同 通町八丁 目2-95	同	55.7	1	同	14,000	16,100	18,400	20,800	23,800	27,500	
同	同	同	55.7	1	同	14,000	16,100	18,400	20,800	23,800	27,500	
同 成島アパー ト1号	同 成島町三 丁目2-96	同	58.0	2	同	16,000	18,400	21,100	23,800	27,200	31,400	
同 米沢中央ア パート1号	同 中央七丁 目5-77	同	68.7	1	同	22,800	26,400	30,200	34,000	38,900	44,900	
同 2号	同	同	68.7	2	同	22,000	25,400	29,100	32,800	37,500	43,200	

同	同	同	68.7	1	同	22,000	25,400	29,100	32,800	37,500	43,200	单身可
同 中田第1ア パー1号	同 中田町 658-3	同	68.2	1	同	21,800	25,200	28,800	32,500	37,200	42,900	同
同 2号	同	同	68.8	1	同	22,600	26,100	29,800	33,700	38,500	44,400	单身可
同 3号	同	同	69.9	1	同	23,100	26,600	30,500	34,400	39,300	45,300	同
同 4号	同	2DK	62.1	1	同	20,700	23,900	27,300	30,800	35,200	40,600	同
同 5号	同	3DK	75.4	2	同	25,100	29,000	33,200	37,400	42,800	49,300	同
同	同	同	75.4	2	同	25,200	29,100	33,300	37,600	42,900	49,600	单身可
同	同	同	75.4	1	同	25,200	29,100	33,300	37,600	42,900	49,600	同
同 相生アパー 1号	同 相生町7 -65	同	69.2	2	同	22,800	26,300	30,100	34,000	38,800	44,800	单身可
同 2号	同	同	72.9	1	同	24,000	27,800	31,700	35,800	40,900	47,200	同
同 3号	同	同	72.9	3	同	24,400	28,100	32,200	36,300	41,500	47,800	单身可
同	同	同	72.9	2	同	24,400	28,100	32,200	36,300	41,500	47,800	同
同 城北アパー 1号	同 城北二丁 目3-65	2DK	50.1	1	同	17,600	20,400	23,300	26,300	30,000	34,700	同
同 2号	同 城北二丁 目3-62	同	50.1	1	同	17,600	20,400	23,300	26,300	30,000	34,700	单身可
同 桜木アパー 1号	同 南陽市三間通 1229-2	3DK	59.3	2	同	15,800	18,300	20,900	23,600	27,000	31,100	同
同 2号	同 1229-1	同	59.3	1	同	15,800	18,300	20,900	23,600	27,000	31,100	同

同 関口アパ ト1号	同 宮内352 -3	2DK	57.2	1	同	19,000	21,900	25,100	28,300	32,300	37,300	同
同 糠野目アパ ト1	東置賜郡高島町 大字福沢525- 5	3DK	51.2	2	同	11,800	13,700	15,600	17,600	20,200	23,300	
同 大町アパ ト	同 高島695- 12	同	58.0	4	同	13,800	15,900	18,200	20,500	23,500	27,100	
同 糠野目第2 アパート	同 福沢南21-2	同	62.6	1	同	16,900	19,500	22,300	25,200	28,800	33,200	
同	同	同	64.2	1	同	17,300	20,000	22,900	25,800	29,500	34,100	单身可
同	同	同	64.2	1	同	17,300	20,000	22,900	25,800	29,500	34,100	
同 館之北アパ ト1	同 川西町 大字中小松3017 -1	同	70.7	2	同	20,300	23,400	26,800	30,200	34,600	39,900	
同	同	2DK	53.3	1	同	15,300	17,700	20,200	22,800	26,000	30,100	单身可
同	同	3DK	67.4	1	同	19,300	22,300	25,600	28,800	32,900	38,000	
同 小出アパ ト1号	同 長井市台町3- 1	同	55.7	1	同	13,500	15,600	17,900	20,100	23,000	26,600	
同 2号	同 3- 2	同	58.0	1	同	14,300	16,500	18,900	21,300	24,400	28,100	单身可
同 成田アパ ト	同 成田3102 -3	同	58.4	1	同	14,700	17,000	19,400	21,900	25,000	28,900	同
同 白鷹アパ ト	同 西置賜郡白鷹町 大字荒砥乙1482 -1	同	55.7	1	同	12,600	14,600	16,700	18,800	21,500	24,800	同
同	同	同	55.7	2	同	12,600	14,600	16,700	18,800	21,500	24,800	
同 あらとアパ ト1号	同 725 -1	同	74.4	1	同	23,800	27,500	31,500	35,500	40,600	46,800	
同 飯豊アパ ト	同 飯豊町 大字萩生3893- 3	同	59.4	1	同	14,900	17,200	19,700	22,200	25,300	29,300	

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 令和2年以降の収入により計算するときは、入居者又は同居親族に給与所得又は公的年金に係る雑所得を有する者がある場合には、その給与所得又は公的年金に係る雑所得を有する者1人につき 100,000円（その者の所得金額が100,000円未満である場合には、当該所得金額）
- (2) 同居親族又は同一生計配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (3) 同一生計配偶者が70歳以上の者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (4) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (5) 入居者又は(2)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (6) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）
※「寡婦又は寡夫」は、令和3年7月1日以降に入居決定した者においては「所得税法第2条第1項第30号に規定する寡婦」とする。
- (7) 令和3年7月1日以降に入居決定した場合で、入居者又は同居親族にひとり親がある場合には、そのひとり親1人につき 350,000円（その者の所得金額が350,000円未満である場合には、当該所得金額）

2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のあるものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

(ニ) 同居者に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

3 選考方法

- (1) 募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁

長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

- (2) 募集の区分欄に「特定目的用（高齢・障がい者等用）」とあるのは、高齢者世帯、身体障がい者世帯、精神障がい者世帯、知的障がい者世帯、戦傷病者世帯、原子爆弾被爆者世帯、生活保護世帯、中国残留邦人世帯、海外引揚者世帯、ハンセン病療養所入所者世帯、配偶者暴力被害者世帯から選考する。

4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 令和3年8月2日から同月6日までの午前10時から午後5時まで
ただし、郵送の場合は、令和3年8月6日までの消印のあるものに限り有効とする。
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先
米沢市金池七丁目1番50号
県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産置賜事務所

5 入居の時期 令和3年10月上旬

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

令和3年7月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格		公募戸数	区分	家賃						摘要	
		住宅形式	1戸当たり 住戸専用 面積 平方メートル			収入が 104,000円 以下の者	収入が 104,000円 を超え 123,000円 以下の者	収入が 123,000円 を超え 139,000円 以下の者	収入が 139,000円 を超え 158,000円 以下の者	収入が 158,000円 を超え 186,000円 以下の者	収入が 186,000円 を超え 214,000円 以下の者		
県営美原アパ ート1号	鶴岡市美原町18 -1	3DK	74.2	1	一般用	19,700	22,700	26,000	29,300	33,500	38,700	3月分 の家賃 に相当 する額	
同 4号	同 -3	2DK	44.4	1	特定目的用 (高齢者特別)	12,800	14,800	16,900	19,100	21,800	25,100		単身可
同 東部アパ ート1号	同 朝陽町6 -25	3DK	55.7	1	一般用	14,100	16,300	18,600	21,000	24,000	27,700		
同 2号	同 -5	同	55.7	1	同	14,100	16,300	18,600	21,000	24,000	27,700		
同	同	同	55.7	2	同	14,100	16,300	18,600	21,000	24,000	27,700		単身可
同 3号	同 -6	同	58.0	3	同	14,900	17,200	19,700	22,200	25,400	29,300		
同 茅原アパ ート2号	同 茅原草 見鶴16-1	同	58.4	1	同	15,700	18,100	20,700	23,300	26,700	30,800		単身可
同	同	同	63.9	1	同	17,200	19,800	22,700	25,600	29,200	33,700		
同 城南アパ ート1号	同 城南町9 -34	同	62.6	1	同	18,300	21,200	24,200	27,300	31,200	36,000		
同 2号	同 -30	同	64.2	1	同	18,800	21,700	24,800	28,000	32,000	37,000		
同 未広アパ ート1号	同 未広町23 -63	2LDK	69.3	2	同	18,300	21,200	24,200	27,300	31,200	36,000	単身可	
同	同	3DK	69.3	1	同	22,700	26,200	30,000	33,800	38,600	44,600		
同	同	3DK	69.3	1	同	22,700	26,200	30,000	33,800	38,600	44,600	単身可	

同 2号	同 62	23	2 LDK	69.3	1	同	22,700	26,200	30,000	33,800	38,600	44,600	
同	同	同	3DK	69.3	2	同	22,700	26,200	30,000	33,800	38,600	44,600	
同 3号	同 60	23	2 LDK	69.3	1	同	22,700	26,200	30,000	33,800	38,600	44,600	
同 大西町住宅	同 9-2	大西町21	3DK	68.3	1	同	23,500	27,100	31,000	35,000	40,000	46,200	
同 川南アパ ト1号	同 1-1	酒田市若宮町二 丁目1-1	2DK	51.2	1	同	15,200	17,500	20,000	22,600	25,800	29,800	
同 2号	同 1-2	同	同	51.2	1	同	15,300	17,700	20,200	22,800	26,100	30,100	
同 川南住宅3 号	同 1-3	同	同	54.6	1	特定目的用 （農、漁、林、養殖）	16,100	18,600	21,300	24,000	27,500	31,700	单身可
同	同	同	同	54.6	1	一般用	16,100	18,600	21,300	24,000	27,500	31,700	
同 4号	同 1-4	同	3K	54.6	4	同	16,400	18,900	21,700	24,500	27,900	32,300	
同 川南アパ ト5号	同 1-5	同	同	55.7	2	同	16,800	19,400	22,200	25,100	28,600	33,100	
同	同	同	同	55.7	1	同	16,800	19,400	22,200	25,100	28,600	33,100	单身可
同 こがねアパ ト1号	同 1-1	こがね町 一丁目21-1	3DK	63.5	2	同	17,500	20,200	23,100	26,000	29,800	34,300	
同	同	同	同	63.5	1	同	17,500	20,200	23,100	26,000	29,800	34,300	单身可
同 2号	同 11	21-11	同	63.9	1	同	17,900	20,600	23,600	26,600	30,400	35,100	同
同 3号	同 14	21-14	同	61.0	1	同	17,300	20,000	22,900	25,800	29,500	34,000	
同 東泉アパ ト2号	同 15-22	東泉町 四丁目15-22	同	64.2	1	同	18,700	21,500	24,600	27,800	31,800	36,700	

同 3号	同	同	同	62.6	1	同	18,500	21,300	24,400	27,500	31,400	36,300	单身可
同	同	同	同	64.2	2	同	18,900	21,900	25,000	28,200	32,200	37,200	
同 鳥海アパ ト1号	同 富士見町 三丁目2-118	2DK	53.5	1	特定目的用 店舗等特別	17,700	20,500	23,400	26,400	30,200	34,800	34,800	单身可
同	同	3DK	69.2	1	一般用	23,000	26,500	30,300	34,200	39,100	45,100	45,100	同
同 3号	同	2DK	54.5	1	同	18,200	21,100	24,100	27,200	31,100	35,900	35,900	
同 北新町アパ ト	同 北新町一 丁目1-58	2DK	55.0	2	同	19,400	22,400	25,600	28,900	33,000	38,100	38,100	
同	同	2DK	55.0	1	特定目的用 店舗等特別	19,400	22,400	25,600	28,900	33,000	38,100	38,100	单身可
同	同	3DK	64.3	1	一般用	22,700	26,200	30,000	33,800	38,600	44,600	44,600	同
同 余目アパ ト	同 東田川郡庄内町 余目字大塚93- 1	同	62.6	1	同	15,900	18,400	21,000	23,700	27,100	31,300	31,300	同
同 狩川アパ ト	同 狩川字山居22	同	58.0	1	同	12,500	14,400	16,500	18,600	21,200	24,500	24,500	同
同 遊佐アパ ト	同 飽海郡遊佐町遊 佐字田子10-2	同	59.3	1	同	13,600	15,700	18,000	20,300	23,200	26,800	26,800	
同	同	同	59.3	1	同	13,600	15,700	18,000	20,300	23,200	26,800	26,800	单身可

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 令和2年以降の収入により計算するときは、入居者又は同居親族に給与所得又は公的年金に係る雑所得を有する者がある場合には、その給与所得又は公的年金に係る雑所得を有する者1人につき 100,000円（その者の所得金額が100,000円未満である場合には、当該所得金額）
- (2) 同居親族又は同一生計配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (3) 同一生計配偶者が70歳以上の者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (4) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (5) 入居者又は(2)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (6) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）
※「寡婦又は寡夫」は、令和3年7月1日以降に入居決定した者においては「所得税法第2条第1項第30号に規定する寡婦」とする。
- (7) 令和3年7月1日以降に入居決定した場合で、入居者又は同居親族にひとり親がある場合には、そのひとり親1人につき 350,000円（その者の所得金額が350,000円未満である場合には、当該所得金額）

2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

(ニ) 同居者に18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

3 選考方法

- (1) 募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁

長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

- (2) 募集の区分欄に「特定目的用（高齢・障がい者等用）」とあるのは、高齢者世帯、身体障がい者世帯、精神障がい者世帯、知的障がい者世帯、戦傷病者世帯、原子爆弾被爆者世帯、生活保護世帯、中国残留邦人世帯、海外引揚者世帯、ハンセン病療養所入所者世帯、配偶者暴力被害者世帯から選考する。

4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 令和3年8月4日から同月11日までの午前10時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

ただし、郵送の場合は、令和3年8月11日までの消印のあるものに限り有効とする。

- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

東田川郡三川町大字横山字袖東19番1

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産庄内事務所

5 入居の時期 令和3年10月上旬

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和3年7月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

令和3年度 長期継続契約 山形県立高等学校LED照明器具賃貸借サービス 一式

2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県教育庁教育政策課学校施設担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2905

3 随意契約の相手方を決定した日 令和3年7月9日

4 随意契約の相手方の名称及び所在地

東京センチュリー株式会社 東京都千代田区神田練塀町3番地

5 随意契約に係る契約金額 7,510,800円

6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約

7 随意契約による理由

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第5号該当

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、山形県知事から、令和3年5月7日に公表した監査の結果に基づき講じた措置について、次のとおり通知があった。

令和3年7月27日

山形県監査委員 森 谷 仙 一 郎

山形県監査委員 星 川 純 一

山形県監査委員 松 田 義 彦

山形県監査委員 海 老 名 信 乃

監査対象機関	指 摘 事 項	措 置 の 内 容
山形職業能力開発 専門学校	収入の調定が適切でないものがある。	人事異動期における事務引継ぎを確実に 行うほか、調定収入の状況を確認 するための任意様式等を作成・活用 し、複数職員で確認する。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、脳血管撮影装置の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体に物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和3年7月27日

山形県立中央病院長 武 田 弘 明

1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市大字青柳1800番地 山形県立中央病院3階 会議室2
- (2) 日時 令和3年9月6日（月）午前10時

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び数量 脳血管撮影装置 一式 数量1
- (2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入期限 令和4年1月31日（月）
- (4) 納入場所 山形市大字青柳1800番地 山形県立中央病院
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 令和3年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和3年1月29日付け県公報第175号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

- (5) 当該調達物品又はこれと同等の類似品に係る製造実績又は納入実績があることを証明できること。
- (6) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う体制が整備されていることが証明できること。
- (7) 9の(1)により提出された仕様書により、基本的仕様及び特質等が満たされ、使用目的に耐え得ることが証明できること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市大字青柳1800番地 山形県立中央病院経営戦略課調達室 電話番号023(685)2623

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を令和3年8月26日（木）までに、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を同月19日（木）までに山形県立中央病院経営戦略課調達室に提出するとともに、併せて2の(1)の物品の仕様に適合するものとして作成した応札に係る物品の仕様書（以下「応札物品仕様書」という。）及び競争入札に係る応札物品仕様書等審査申請書を提出すること。

この場合において、申請書等を提出した者は、入札の前日までに当該申請書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。

(2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。

(3) この入札及び契約は、山形県立中央病院の都合により、調達手続の停止等があり得る。

(4) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Vascular Angiography System: 1 set

(2) Time-Limit for tender: 10:00 A.M. September 6, 2021

(3) Contact point for the notice: Management Division, Yamagata Prefectural Central Hospital, 1800 Aoyagi, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-2292 Japan TEL 023(685)2623